

地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会開催要綱

1 目的

本検討会は、個人情報保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の改正を踏まえ、地方公共団体においても、個人情報保護条例の見直しにより、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施することが必要であると考えられることから、地方公共団体が保有するパーソナルデータに関して検討することを目的に検討会を開催する。

2 名称

本検討会は「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」と称する。

3 検討内容

- (1) 個人情報保護条例の見直しについての以下の項目
 - ① 基本的な考え方
 - ② 個人情報の定義の明確化
 - ③ 要配慮個人情報の取扱い
 - ④ 非識別加工情報の仕組みの導入
- (2) その他、地方公共団体が保有するパーソナルデータに関し検討を要する事項

4 構成及び運営

- (1) 本検討会の構成員及びオブザーバーは、別添のとおりとする。
- (2) 本検討会に座長を1人置く。座長は構成員から選ぶものとする。
- (3) 座長は、本検討会を招集し、主宰する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- (5) 座長代理は、座長不在のときは座長に代わって本検討会を招集し、主宰する。
- (6) 座長は、必要に応じて構成員及びオブザーバー以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 任期

構成員の任期は、就任を承諾した日から平成29年3月31日までとする。ただし、延長を妨げない。

6 議事等の公開

- (1) 本検討会で配付された資料については、次の場合を除き公開する。
 - ① 公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合
 - ② その他、非公開とすることが必要と座長が認める場合
- (2) 本検討会終了後、速やかに議事要旨を作成し、公開する。

7 事務局

本検討会の庶務は、総務省自治行政局地域情報政策室において行うものとする。